

2015年11月13日

日 本 銀 行

引当金制度に関する検討要請について

日本銀行は、本日、「量的・質的金融緩和」の実施に伴って生じ得る本行の収益の振幅を平準化し、財務の健全性を確保する観点から、引当金制度に関し、別紙のとおり財務大臣に検討を要請しましたので、お知らせします。

以 上

<本件照会先>

企 画 局 鈴 木 (03-3277-2800)

二 宮 (03-3277-3768)

別紙

平成27年11月13日

財務大臣 麻生 太郎 殿

日本銀行総裁 黒田 東彦

引当金制度に関する検討のお願い

平成27年度以降の日本銀行の財務について、「量的・質的金融緩和」の実施に伴って生じ得る収益の振幅を平準化する観点から、引当金制度による対応をご検討いただきますよう、お願いします。

以 上